

平成 20 年 7 月 30 日

各 位

会 社 名 アセット・インベスターズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 兼 CEO 若 山 健 彦
(コード 3121 大証 2 部・福証)
問合せ先 代表取締役 CPO 森 下 将 典
(TEL 03-3502-4910)

投資先の会社更生手続開始の申立てに関するお知らせ

当社及び当社親会社であるアセット・マネジャーズ グループ(以下「AMグループ」という。)と、リーマン・ブラザーズ・リアル・エステート・ジャパン・リミテッド(以下、「リーマン・ブラザーズ社」という。)が共同で出資をしております多田建設株式会社(以下「多田建設」という。)が、本日、東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立てを行い受理されましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 経 緯

(1) 投資の経緯

多田建設は、平成 9 年 10 月に会社更生法に基づく更生手続を開始し、平成 17 年 3 月に一般更生債権の弁済を完了し、更生手続を 3 年 8 ヶ月短縮して終結させましたが、その後、平成 17 年 7 月に多田建設の従業員が、退職金債権者の立場から再度会社更生法の適用を申請し、同年 8 月に更生手続開始決定を受けておりましたところ、AM グループとリーマン・ブラザーズ社が、共同して多田建設の全株式を取得し、事業家管財人の派遣等により多田建設の事業再生を支援し、平成 18 年 6 月に更生手続終結の決定を受けました。

更生手続終結後も、取締役の派遣等を通じて多田建設の再上場に向けた動きを支援してまいりました。

(2) 会社更生手続開始の申立ての経緯

昨年 6 月の建築基準法改正に伴う建築確認・検査の厳格化等による建設工事の発注・着工の遅れや、サブプライムローン問題に端を発した世界的な信用収縮を背景とした金融機関の融資先選別や融資案件審査の厳格化、原材料価格の高騰など、建設業界を取り巻く環境は、急速に悪化してまいりました。

そのような厳しい環境の中、多田建設においても、建築基準法改正に伴うマンション工事の受注減少に加え、新興マンションデベロッパーを中心とする取引先の経営悪化・破綻等による債権の回収遅延・不能の事態に直面し、不動産等の資産売却や借入・手形割引等による資金調達を模索してまいりました。しかし、平成 20 年 7 月末までに必要な資金を調達する目処が立たず、支払い不能のおそれが生じたことから、やむを得ず本件申立てに至ったものであります。なお、多田建設の負債総額は 179 億円であります。

2. 多田建設の概要

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| (1) 商号 | 多田建設株式会社 |
| (2) 所在地 | 東京都江東区大島二丁目8番6号 |
| (3) 代表者 | 代表取締役社長 中原 滋 |
| (4) 設立年月日 | 昭和22年6月18日 |
| (5) 資本金 | 10億円 |
| (6) 発行済株式数 | 20,000株(うち自己株式10,878株) |
| (7) 大株主及び持株比率 | 株式会社エー・エル・ティー・ホールディングス(95.9%) |
| (8) 従業員数 | 455人(2008年6月30日現在) |
| (9) 事業内容 | 総合建設業 |

3. 今後の見通し

当社連結における、本件による損失の最大額(当期純利益ベース)は、当社がファンドを通じて出資している535百万円となります。なお、当該ファンドの多田建設に対する出資金の合計額は、当社以外の共同投資家分を含め3,090百万円です。

本件の当期第2四半期連結累計期間及び通期の連結業績予想へ与える影響につきましては、本日付別途開示の当社「連結業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」に織り込んでおります。

また、本日付で当社取締役CIO佐々木博文は、多田建設の社外取締役を辞任しております。

以上